

評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人川崎町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 評議員には、当分の間、報酬を支給しないものとする。

2 評議員が、その職務のため評議員会その他の会議・研修会等に出席したときは、別表により費用を弁償する。

3 評議員が、その職務のため出張したときは、旅費を支給する。

4 前項の支給額は、本会役職員等旅費規程に定める役員の支給額を適用する。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

費用弁償の額 日額 3,500 円

評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人川崎町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 評議員には、当分の間、報酬を支給しないものとする。

2 評議員が、その職務のため評議員会その他の会議・研修会等に出席したときは、別表により費用を弁償する。

3 評議員が、その職務のため出張したときは、旅費を支給する。

4 前項の支給額は、本会役職員等旅費規程に定める役員の支給額を適用する。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

費用弁償の額 日額 3,000円